

—日本の死刑廃止論者— 島地黙雷

目次

一 死刑廃止運動における行実	2
二 黙雷の生涯の大略	4
三 余語録	6

安形 静男

(プロフィール)

昭和10（1935）年静岡県生まれ。元・関東地方更生保護委員会委員。元・宮崎産業経営大学法学部教授。ホトトギス同人。更生保護法人更新会参与。

主な編著書に「死刑問題文献目録」（2007年、宮崎産業経営大学法学会）、「社会内処遇の形成と展開」（2005年、日本更生保護協会）、「更生保護関係文献目録」

（1990年、日本更生保護協会）、句集「机上の林檎」（2007年、阿蘇叢書）、主な共編著書に「更生保護50年史」（2000年、日本更生保護協会）、「更生保護史の人びと」（1999年、日本更生保護協会）、「静岡県勸善会百年史」（1994年、金原治山治水財団ほか）、「講座少年保護（3）処遇と予防」（1983年、大成出版社）、「保護観察のための処遇ハンドブック」（1977年、文教書院）など。

初出：「刑罰史研究」平成15年10月1日発行「—日本の死刑廃止論者（5）—島地黙雷の死刑廃止運動」

引用方法：安形静男「—日本の死刑廃止論者—島地黙雷」（CrimelInfo 2024年）。

島地黙雷(一八三八～一九一一)は、明治時代に、真宗本願寺(西本願寺)の開明派の学僧として知られ、その業績は、没後六十年を経た一九七〇代に至り『島地黙雷全集(全五巻)』が刊行されるほど高い評価を得ている。同時に、明治新政府の宗教政策を批判し、これを是正させるなどの運動を展開して、政教分離・信教の自由をかちとるなど多大の功績を残したほか、宗派内の諸改革を推進し、監獄教誨や社会事業、社会教育にも貢献をした行動派の傑僧である。

一 死刑廃止運動における行実

島地黙雷の死刑廃止問題に対するコミットメントは、明治二十四年の一月二十九日に、大内青巒(一八四五～一九一八)とともに、第一回帝国議会の開設に向けて、仏教徒の結集により、死刑廃止の建白書を提出しようとして相談をしたことが発端であろう¹。大内青巒の提議により、同年二月一日各宗協会臨時大会において、死刑廃止の建白書提出について会衆の協議がなされた。席上、島地黙雷・古谷日新らはこれに積極的に賛成をしたが、衆議は時期尚早としてこれを否決した²。

島地黙雷は、それよりおよそ一五年の後『三宝叢誌』(二七五号)に「死刑廃止二付略答」と題する文章を発表している³。それは、次のような内容であるが、長文でもあるので、極く一部を割愛させていただいた。孫引きなので発表年月が定かでないが、明治四十年と推定しておく。その理由については、後述する。

死刑廃止二付略答

此頃某監獄教誨師より現時の一問題たる死刑廃止の事に付き、仏教的切の金言及び其の立論の要点を指示せん事を徴問し来れり。予は今將に之に答へんとするに、抑も五刑治罪の事の如きは、本来世間政府が一種非道・暴戾の人民を懲罰して、罪惡の蔓衍を防遏する為の手段に出でし者にて、出世解脱の真道を説示する仏教聖典に其の金言が尋ぬるが如きは、宛も酒屋に臨んで餅菓子を求むるが如き、方角違ひの質問也と答ふるを以て正答とするものなり。

然りと雖も、仏教の廣大円満なる、五千余巻の經卷を持ちしは八万四千の法門を開示するものなれば、宇宙の一切事物に互りて横説豎説、細大洩す事なきを以て死刑云々の事の如きも、何処かに其の説あるべきは必然なり。只予が見聞の狹隘なるが為め、未だ其の頭文を身当らざれば之を指点し能はざるを遺憾とす。

然も其の教理より推す時は、仏教の死刑を否認すべきは当然にして、已に大乘經の尚ぶ処、慚愧滅罪を主説し、「端座念実相衆罪如霜露」と示すときは、佛の大悲は最も重罪の衆生を憐み、之を改過・遷善せしむるを本意とする者にて、之を懺悔するの時間を与へず、一朝直に命根を断ちて改悛の道路を閉塞するは、大悲の本懐に背くの大なる者たる事呶々を要せずして分明なれば、仏教の死刑を否認する事、道理に於いて必然なり。故に古来死刑の宣告を受けし者と雖も、僧侶の救解請求に依ては赦免せられし例乏しからず。仏者は救解の道を講ずべき事、本教の旨に契當す

¹ 『島地黙雷全集(第五巻)』本願寺出版協会(昭和五十三年)八六五頁 年譜

² 吉田久一『日本近代仏教社会史研究』川島書店(平成三年)四〇六頁

³ 『島地黙雷全集(第二巻)』本願寺出版協会(昭和四十八年九月)五三五-八頁。元龍谷大学法学部長中川祐夫先生のご教示を得た

と云ふべし。

殊に我が真宗の如きは真俗二諦を以て教綱とすれば、其の真諦は固より出離解脱にあれども、其の俗諦は世間に在て治教に伴ひ、法制の下に彝倫いりぐんを全ふし、王法を本とし仁義を先とすべきは、一宗行儀の通範なり。然れば則ち、人道を論じ法制を議するの極、死刑得失の事の如き之を講究するは適當の任務と云ふべし。

然して一宗の先徳已に其の是非を明示せし訓誡、宗典の内に記載せられたり。今近く真宗法要の内より二三の顯文を抜萃して之を示さん。

蓮如上人御一代聞書(法要廿二・四十四、右二百三十九条)に曰く、

一前々住上人には、何たる者をも憐みかはゆく思召候。大罪人とて人を殺し候事、一段御悲しみ候。存命もあらば心中なをすべしと仰せられ候て、御勸氣候ても、心中をだにも直り候へば、やがて御宥免候。

同聞書(二百四十条)に曰く、(中略)

実語記じつごき(法要廿四・九十一)に曰く⁴

邪法を申す仁体を曲く言ふは勿論に候へども、生害せられ候は不可然とて、蓮如上人の御時諸国に候へども、御成敗の事はなき事にて候止。邪義の人に近付き候てわろく成行事に候を、わろしとて生害させられ候事不可然候。堅く令折檻置候へば、心中をひるがへし正法に歸する事にて候を、ほかと打殺す事大に不可然と蓮如上人はあそばしおかれ候止。生害させられ候事無勿体事に候也。

右の三文にて死刑を非とせし事は分明なり。就中第一の文、前々住上人とは蓮如上人の事にて、右上人は佛の大悲を実行し玉へる大徳なれば、何なる悪人をも憐み、改悛・自新せしめんと思はれし故、仮令大罪人たり共、其の人を殺すと云ふ事を尤も悲歎し玉ひ、世に存命せしめてあらば、教誨・改心せしむべき時節もあるべきを。一旦殺し已らば致し方なし。夫故前には勸氣・破門し玉ひし者も、改心の実効見えし上は之を宥赦せられしと云ふが第一の文意なり。尤も此の文中、大罪人とあるは世間法律の罪には非ず、宗門上法義を惑乱せし罪の事なり。其の事は第三の文に照して明也。

第二文は、本山の家隸たる下間安芸法眼蓮宗なる者、加州に於て曲事を行ひ、大に佛法・国法に違ひたる故、破門・擯斥し玉ひしに、彼は陰に越前に隠れて謹慎し居りたるが、蓮如上人御老後御病中彼の事を思ひ出し、已に改心し居るなれば召出して赦免すべしとの玉ひたるを、御看侍の北隣坊兼有師・光専房兼誓師の人々、彼は已前大罪を侵したればとて赦免を拒み玉ひしを、謗法闡提、回心皆往の佛意に照して、御赦免ありしとなり。而して此の御赦免数日にして蓮師御遷化に成り、引續て間もなく蓮宗も命終ありたり。若此の時迄存命せず、数日前に蓮宗命終せしならば、如此恩典に預り感泣恩を喜ぶ事はなかるべし。然れば、死刑は滅罪の時間を奪ふ不忍の惨刑と云ふべきなり。

第三文は、門徒了弟の内に邪説を称へて自損々也をなす者は、佛の自利々他の大悲を害する者故、生害せしむべき程の重罪なれども、蓮師は夫を不可然とて行はしめず。只折檻して之を教

⁴ 實悟記

誨し、遂に摂邪・帰正するを待ち玉ひたる者なり。若徒に直に打殺すときは、大に其希望と手段を断絶せしむる故に、不可然と仰せられたる者なり。死刑の非瞭なる事々火を見るよりも明かなり。

蓮如上人の言行録に論拠を求めた異色の論である。第一に「存命もあらば心中なをすべし」とある。「命あれば心から反省をし悔い改める機会もあろう」というにあり、第二は「死刑は贖罪の機会を奪う」ものであり、第三には「死刑は邪心を捨て、善に復する希望と手段を絶つことになるが故に採るべきではない」ということであろう。

この文章は、『島地黙雷全集』の年譜には「明治三十九年九月草」とあり、解題には「明治四十年二月草」と記されている。後者は掲載誌の刊行年月であろうか。いずれにせよ、それよりさほど遅くない時期に世に出たものと思われる。冒頭の「此頃某監獄教誨師より現時の一問題たる死刑廃止の事に付き(中略)徴問し来れり」とあることからの推論であるが、現行刑法が公布されたのが、明治四十年二月。それに先立つ同年一月『監獄協会雑誌』は刑法改正案に関する所感を募集したところ、次号の締切りまでに典獄や教誨師から八十余編の意見書が寄せられ、二月号は「刑法号」として三百頁を超える大冊となったばかりでなく、三月号にも溢れたほどであり、殊に死刑廃止に関する出色の意見が多かった。その中で奈良監獄の教誨師苅谷哲公のものは「大罪人として人を殺し候事」と題されており、「大罪人として人を殺し候事、一段御悲しみ候。存命もあらば心中なおすべしと仰せられ候て、御勘気候ても、心中をだにも直り候へば、やがて御有免候」と、黙雷文中の蓮如上人の言葉をそのまま引用している⁵。案ずるに、島地黙雷は、教誨師苅谷哲公の照会に答え、苅谷哲公は、それを引いて監獄協会雑誌に寄稿したのではないだろうか。とすれば、黙雷は、同年一月乃至は二月にこれを起草しているということになるのだが、どうであろうか。もっとも同じ号に寄稿した教誨師安藤義導は、併せて、第二文にいう下間蓮宗にかかわる逸話をも引用しているのだが⁶。

二 黙雷の生涯の大略

島地黙雷は、天保九年(一八三八)生れ、その誕生日は明らかではないが、明治五年渡歐不在の間の氏子調査で二月十五日とされて以来、この日を誕生日としているという。

周防国(山口県)佐波郡徳地舁谷村の浄土宗本願寺派の末寺専照寺に生まれた。父は専照寺の第十二世住職清水円随、母はカメといった。この両親のもとに五男三女があったが、次兄円諦を除いていずれも夭折した。黙雷は第六子四男であった。幼名は、房丸・繁丸・繁喜一、俗名謙致、その生涯に、益溪・縮堂・晩暢・雨田・無声・北峰・六六道人等、多数の号を用いた。

父円随は、三歳にして父を失ったため、独力で修学、不学薄識に苦勞したため、子弟の教育に殊に熱心であったという。初め父・兄に、次いで九歳にして島地村の松田乙右衛門に就き、十歳からは錦園塾に入った。十二歳にして乞われて堀村の妙蓮寺の養嗣となったものの、養父は小寺の住職に学問は要らないといって、黙雷に勉学の機会を与えなかった。そこで、黙雷は学問の場を求めて度々書き置きを残しては出奔し、安政四年(一八五七)には、肥前の累世覺に入り、学僧針水に師事しつつ、かたわら学費を得るために友人らの周旋により、諸寺の法座において説教を重ねた。

元治元年(一八六四)、藩が火葬の禁止をした際には『送葬論』を著し、これを批判している。

慶応二年(一八六六)佐波郡島地村、妙誓寺に養子として入り、爾来島地姓を名のることとなる。翌年には住

⁵ 監獄協会雑誌二十巻二号(明治四十年二月)四七-八頁

⁶ 監獄協会雑誌二十巻二号四一-三頁

職になったが、明治元年その妻子とも離別をする。また、大洲鉄然・赤松連城らと謀って本山改革を企て、門主に対して再三の建言を提出するなどして、坊官制などの弊風一新に貢献をする。

かくして門主明如上人(光尊)の知遇を得た黙雷は、明治三年には、山命を奉じて、鉄然とともに寺寮院の創設に奔走し、明治四年には「宣教ノ官ニ換ルニ総ジテ教義ヲ督スルノ官ヲ以テシ僧侶ヲ督正シテ布教ノ任ニ充テテ外教ヲ防ガシメ玉ハンコトヲ請建言」と題して教部省の開設を新政府に建議し、共にその実現を見た。

明治五年一月には、門主代理の梅上沢融の随行者としてアジア・ヨーロッパ諸国の海外宗教事情を視察し、翌年七月に帰国をした。五年四月教部省から発せられた「三条ノ教則」に関して、黙雷はパリから、海外での見聞に基づく三条ノ教則批判の建白書を提出して、その政教一致を批判している。彼は、イギリスでは留学中の赤松連城を訪ね、また、訪英中の岩倉具視・木戸孝允ら使節団の首脳ともしばしば面会をしたという。

明治六年には神仏合同の大教院から分離して各宗門の宗教活動の自由を求めた「大教院分離建白書」を政府に提出し、大教院からの真宗四派の分離を成功させた。

七年には、大内青巒とともに、雑誌「報四叢談」を創刊した。この年に慶応義塾の「民間雑誌」、明六社の「明六雑誌」が相次いで創刊されたことに触発されての創刊で、同誌は仏教啓蒙雑誌の嚆矢とされている。八年東京に白蓮教会を興し、布教に乗り出した。

明治九年本山執行となり、西南の役にあたり従軍布教を行い、十二年には、大内青巒らと仏教各宗連合の和敬会を組織し、その会頭に推された。十六年には令知会を興し翌年から「令知会雑誌」を発刊、更に十六年には東京麹町中六番町に白蓮会講堂を建て、二十一年同所に八千代夫人とともに女子文芸学舎(千代田女学園の前身)を開いた。同年三宅雪嶺・志賀重昂ら国粹主義思想家達と政教社を興し、雑誌「日本人」(四十年に「日本及日本人」と改題)を創刊した。

他方、明治十二年には、中村正直・大内青巒・津田仙・岸田吟香らと訓盲院の設立に尽力し、日本赤十字では久しく常議員を勤め、有功賞を受けている。市ヶ谷凶獄や前橋監獄などで教誨に立ったり、二十三年にはかねて支援していた免囚保護慈善会設立の事務主任に推され、三十二年以後は河野純孝による斉修会の経営を助けた。

二十六年には本山執行長、二十七年には西本願寺派における最高の学階である勸学職に補せられた。更に一等巡教師、侍真・顧問・耆宿という宗門最高の地位を歴任し、三十八年(一九〇五)本山から奥州開教総監を命ぜられ、岩手願教寺の住職を継いだ。

その著述は、『問対略記』(明 10)『四恩弁』(明 15)『因縁実義』(明 16)『真宗教誨』(明 20)『真宗大意』(明 28)『仏教十三宗綱要』(明 29)『維摩経講義』(明 30)『真俗二諦義』(明 32)『般舟讚講話』(明 34) 共編『仏教各宗綱要』(明 17) 共著『三国仏教略史』(明 17) などなどの著書や、「報四叢談」「共存雑誌」「教義新聞」「令知会雑誌」「監獄教誨」などに多くの論説を執筆した旺盛な言論活動は、こんにち全五巻の『島地黙雷全集』をもって知られるところである。

明治四十四年(一九一一)二月三日東京帝大病院青山内科において示寂、行年七十四。築地本願寺において本山葬を施行した。

俊雄・黙爾・雷夢の三男があり、次男黙爾は、インドの大学にて梵語修業中に客死した。娘篤子に迎えた養子がわが国天文学の最高峰と称された島地大等(一八七五～一九二七)である。

〔この項の執筆に当たって参考にした文献〕

常光浩然『明治の仏教者(上)』春秋社(昭和三十七年)。

『真宗人名辞典』法蔵館(平成十一年)。

『日本近代思想大系(第五卷)宗教と国家』岩波書店(昭和六十三年)。

『報四叢談』(明治仏教思想資料集成 2) 同朋舎(昭和五十八年)。

望月信亨『望月仏教大辞典(第十三版)』ほか

三 余語録

仏教徒による禁酒運動は、明治十九年に反省会が結成されたのに始まる。二十六年に至り反省会規約を制定し、役員を公選した際に会長に当選したのが、島地黙雷であった。その「反省会雑誌」が明治三十二年に「中央公論」となるのは周知の事実であろう。

いくつか黙雷の即興的な狂歌の類が伝えられており、機知に富む人でもあった。あるとき原坦山が「世の中に君の名ほど要領を得ないものはない。黙っている雷とは一体何のことだ」と言ったところ、「それならお前の名はどうだい。平坦な山なんて一体どこにあるのだね」と言ったという。これは常光浩然『明治の仏教者』に伝えられている逸話である。なかなか負けず嫌いの人でもあったようである。